

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

令和 6 年 7 月

農林水産省

目 次

第1	米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第2	米穀の需給の見通しに関する事項	1
1	令和5/6年の需要実績	1
	（1）需要実績の対象期間及び対象米穀	
	（2）算出方法	
	（3）全国の需要実績（速報値）	
2	全国の令和6/7年の需要見通し（推計値）	2
3	令和6/7年の需給見通し	4
	（1）供給量	
	（2）需要量	
	（3）令和7年6月末の民間在庫量	
第3	米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	4
1	備蓄運営の基本的な考え方	4
2	令和6/7年の備蓄運営	5
第4	米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	6
1	令和5会計年度の輸入状況	6
2	令和6会計年度の輸入方針	6
	参考統計表	7

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組めます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 令和5/6年の需要実績

(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

(2) 算出方法

需要実績は、令和5年産主食用米等生産量、令和5年6月末民間在庫量及び令和6年6月末民間在庫量を基に算出します。

表1 令和5/6年の需要実績の算出方法

$$\text{需要実績} = \text{①} + \text{②} - \text{③}$$

① 令和5年産主食用米等生産量

② 令和5年6月末民間在庫量

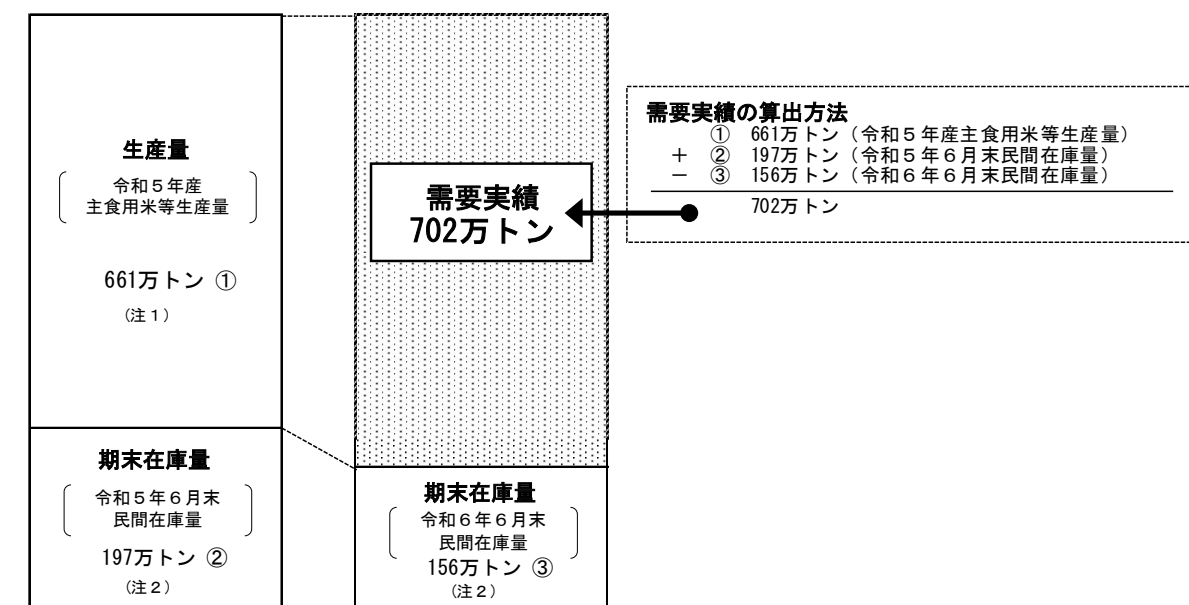
③ 令和6年6月末民間在庫量

(3) 全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり702万トンとなります。

なお、令和5/6年の需要実績については、令和6年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図1 令和5/6年の需要実績（速報値）



注1：主食用米等生産量は、令和5年産水稻の収穫量(主食用)（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けした生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 全国の令和6/7年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の基本指針において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和5/6年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和6年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

図2 令和6/7年の需要見通しの算出方法

① 平成8/9年から令和5/6年までの1人当たり消費量を算出

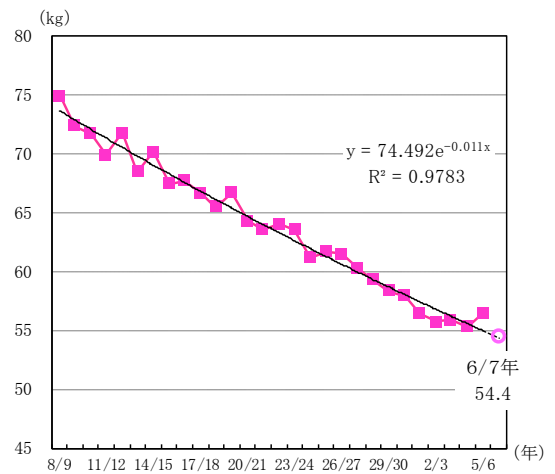
年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり消費量 ①/②
	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	127,042	59.4
29/30	739.6	126,919	58.3
30/元	734.6	126,749	58.0
元/2	714.4	126,555	56.4
2/3	704.0	126,146	55.8
3/4	701.5	125,502	55.9
4/5	691.1	124,947	55.3
5/6	701.9	124,352	56.4

注：人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和6/7年の1人当たり消費量(推計値)を算出

(単位:kg)

年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.3
30/元	23	58.0
元/2	24	56.4
2/3	25	55.8
3/4	26	55.9
4/5	27	55.3
5/6	28	56.4
6/7	29	54.4



③ 令和6/7年の1人当たり消費量(推計値)に令和6年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	6/7年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.4kg
	6年
人口(推計値) ②	123,788千人
	6/7年
需要見通し ①×②	673.4万トン

注1：人口(推計値)は、「人口推計(総務省、令和6年3月公表)」の総人口(令和5年10月1日現在)に、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和5年10月1日から令和6年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和6/7年の需要見通し(推計値)

令和6/7年	673万トン
--------	--------

3 令和6/7年の需給見通し

令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。

(1) 供給量

- ① 令和6年6月末の民間在庫量（速報値）は、156万トンです。
- ② 令和6年産主食用米等の生産量は、令和6年3月の基本指針で設定した669万トンです（令和6年産主食用米等の生産量は、作柄等により上下します。）。
- ③ この結果、令和6/7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、825万トンとなります。

(2) 需要量

令和6/7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した673万トンです。

(3) 令和7年6月末の民間在庫量

令和7年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して152万トンと見通されます。

表3 令和6/7年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	156
	令和6年産主食用米等生産量	B	669
	令和6/7年主食用米等供給量計	$C = A + B$	825
	令和6/7年主食用米等需要量	D	673
	令和7年6月末民間在庫量	$E = C - D$	152

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式による輸入米は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）

- ② 国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施
また、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（平成２９年１１月２４日ＴＰＰ等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成３０年１２月３０日発効。以下「ＣＰＴＰＰ協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の１月から１２月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、２０万トンから２１万トンまでの範囲となる。）。
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第４のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年８月以降の入札により行うものとする。
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定
としています。

他方、毎年１１月３０日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとし

2 令和６／７年の備蓄運営

令和６年産米の備蓄米としての買入契約数量は１７万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が１００万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、９万トンから１７万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた令和６／７年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表4 令和6/7年の備蓄運営

(単位：万トン)

令和6年6月末備蓄量	A	91
令和6年産米買入契約数量	B	17
令和6/7年非主食用販売量	C	9~17
令和7年6月末備蓄量	$D = A + B - C$	91~99

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和5会計年度の輸入状況

令和5会計年度においては、令和5年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,720トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入7万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については6,198トンを買付けました。

2 令和6会計年度の輸入方針

令和6会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,960トンとします。

参考統計表

参考統計表目次

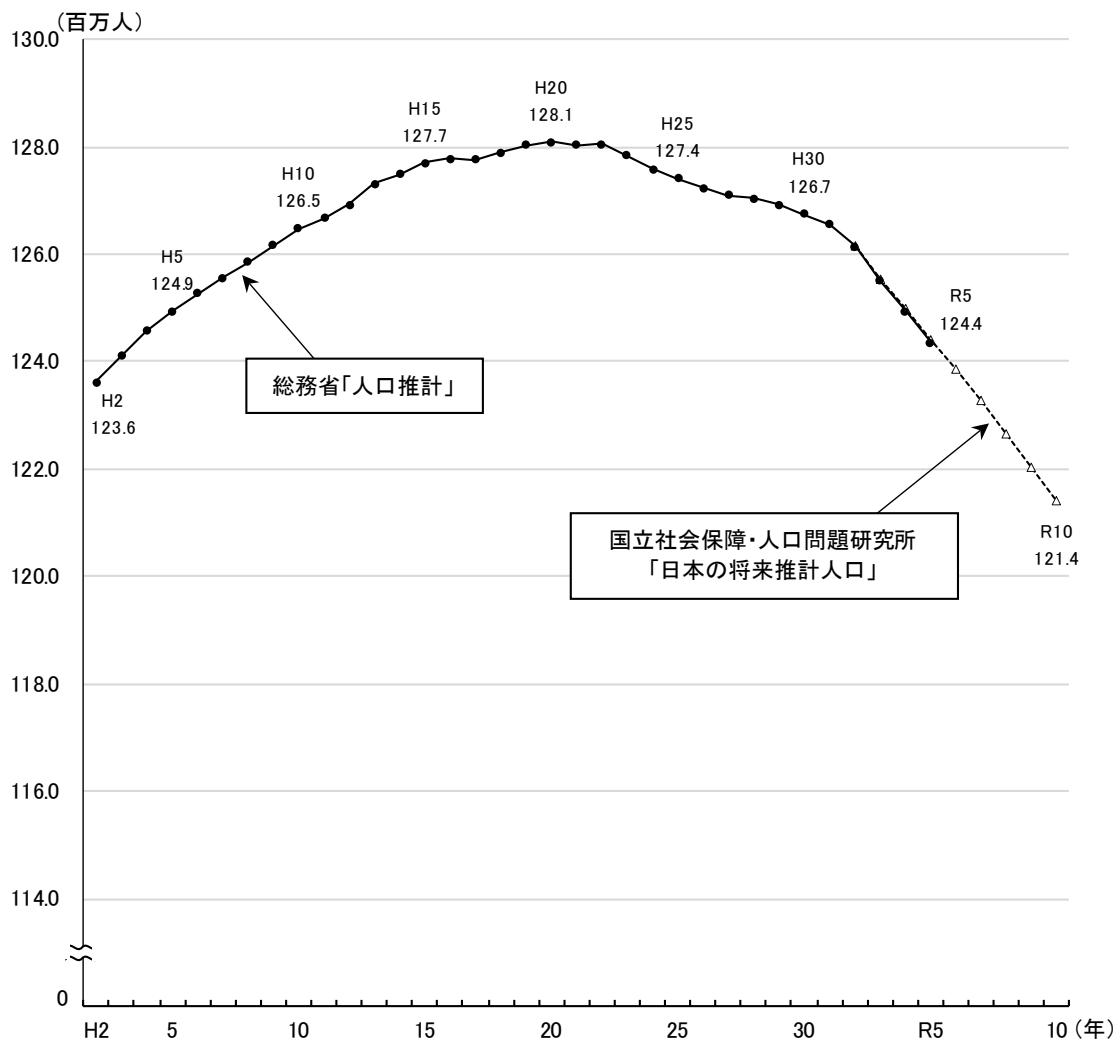
1	1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）	7
2	我が国の人口の推移（各年10月1日現在）	8
3	民間流通における6月末在庫の推移	9
4	政府備蓄米の6月末在庫の推移	10
5	政府備蓄米の在庫の状況（令和6年6月末現在）	11
6	ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和5年10月末まで）	12
7	平成26/27年から令和5/6年までの需要実績	13

1 1世帯当たりの米の購入数量（二人以上の世帯）

年	月	購入数量(kg)	対前年同月比(%)
2021 (令和3)	1	3.92	111.4
	2	4.12	89.6
	3	4.99	90.1
	4	4.81	88.4
	5	4.88	95.5
	6	4.73	95.7
	7	4.32	88.2
	8	5.09	100.6
	9	6.26	88.9
	10	7.42	96.2
	11	5.12	97.5
	12	5.22	95.3
2022 (令和4)	1	3.95	100.8
	2	4.14	100.5
	3	4.65	93.2
	4	4.54	94.4
	5	4.38	89.8
	6	4.28	90.5
	7	4.35	100.7
	8	4.35	85.5
	9	6.03	96.3
	10	7.24	97.6
	11	4.59	89.6
	12	4.85	92.9
2023 (令和5)	1	3.72	94.2
	2	4.06	98.1
	3	4.25	91.4
	4	4.51	99.3
	5	4.45	101.6
	6	4.23	98.8
	7	4.39	100.9
	8	4.44	102.1
	9	6.06	100.5
	10	6.75	93.2
	11	4.49	97.8
	12	5.29	109.1
2024 (令和6)	1	3.52	94.6
	2	3.92	96.6
	3	4.49	105.6
	4	4.38	97.1
	5	4.87	109.4

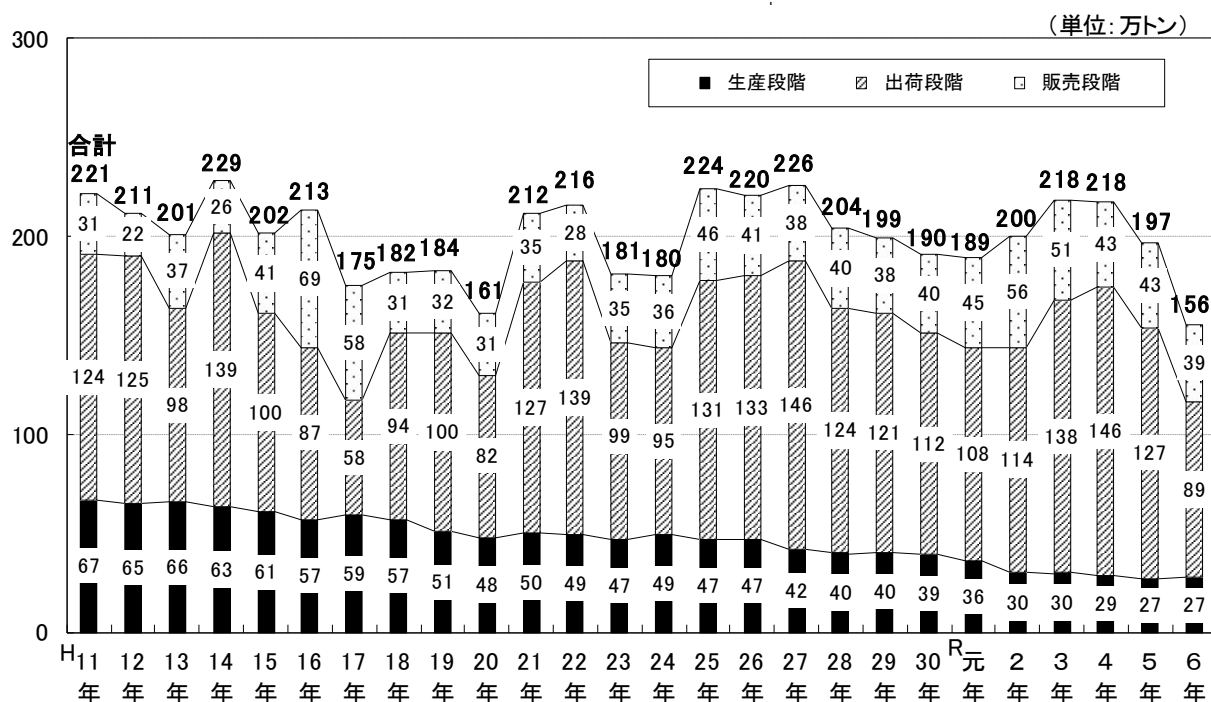
資料：総務省 家計調査

2 我が国の人口の推移（各年10月1日現在）



注：将来推計人口は、出生中位・死亡中位推計の値である。

3 民間流通における6月末在庫の推移



資料：農林水産省調べ

注1：うるち玄米及びもち玄米の値である。

2：各年の民間在庫量において、

① 平成16年以降については、年間玄米取扱数量500トン以上の業者(販売・出荷段階)の数量である。

② 平成15年については、

- ・販売段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の旧登録卸売業者と1,000トン以上の旧登録小売業者の数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、年間玄米取扱数量500トン以上の業者の数量である。

③ 平成14年以前については推計値であり、

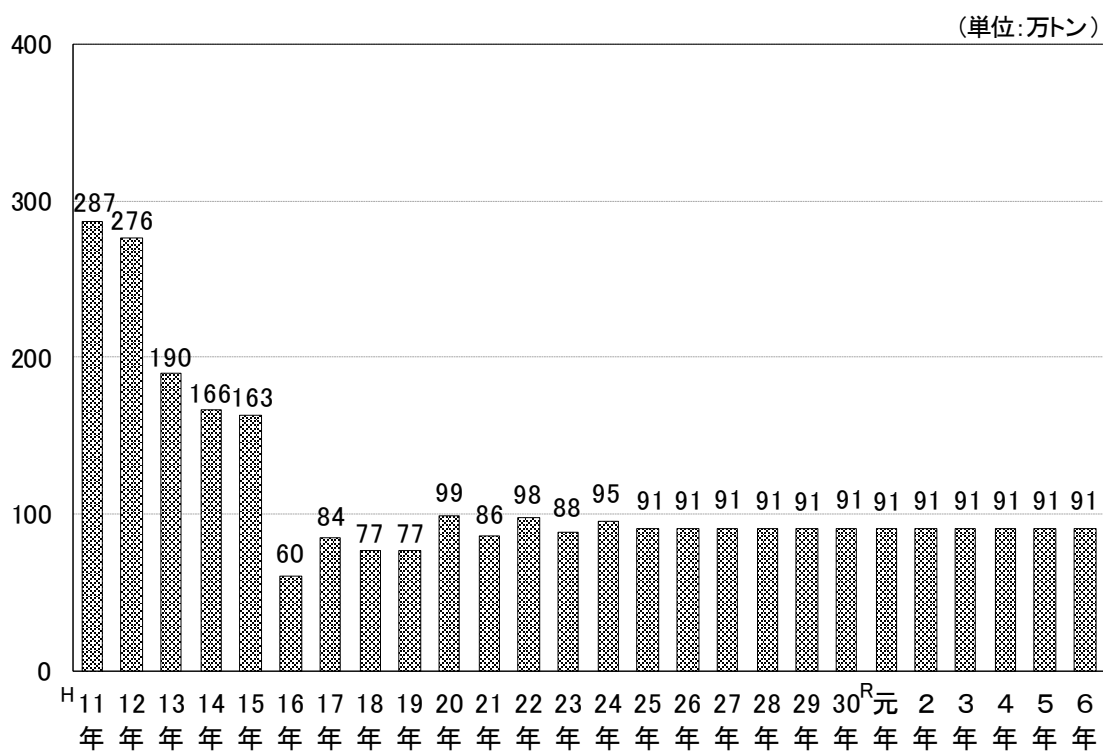
- ・販売段階の在庫量は、卸在庫量に小売在庫量(推計)を加えた数量である。
- ・出荷段階の在庫量は、系統在庫量に非系統在庫量(推計)を加えた数量である。

④ 生産段階の在庫量は、平成11年～平成21年は「生産者の米穀現在高等調査」を基に算出した在庫量から精米在庫量(推計)を控除した玄米在庫量であり、平成22年～平成30年は「生産者の米穀在庫等調査」を基に算出した在庫量である。令和元年は「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和2年～令和4年は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。令和5年は「生産者の米穀在庫等調査」の見直しに伴い、過去のデータを用いたトレンドで算出した数量である。令和6年は「生産者の米穀在庫等調査」の対前年増減率等を基に算出した在庫量である。

3：平成26年の出荷段階の在庫量は、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構の買入数量35万トンを含んでいない。

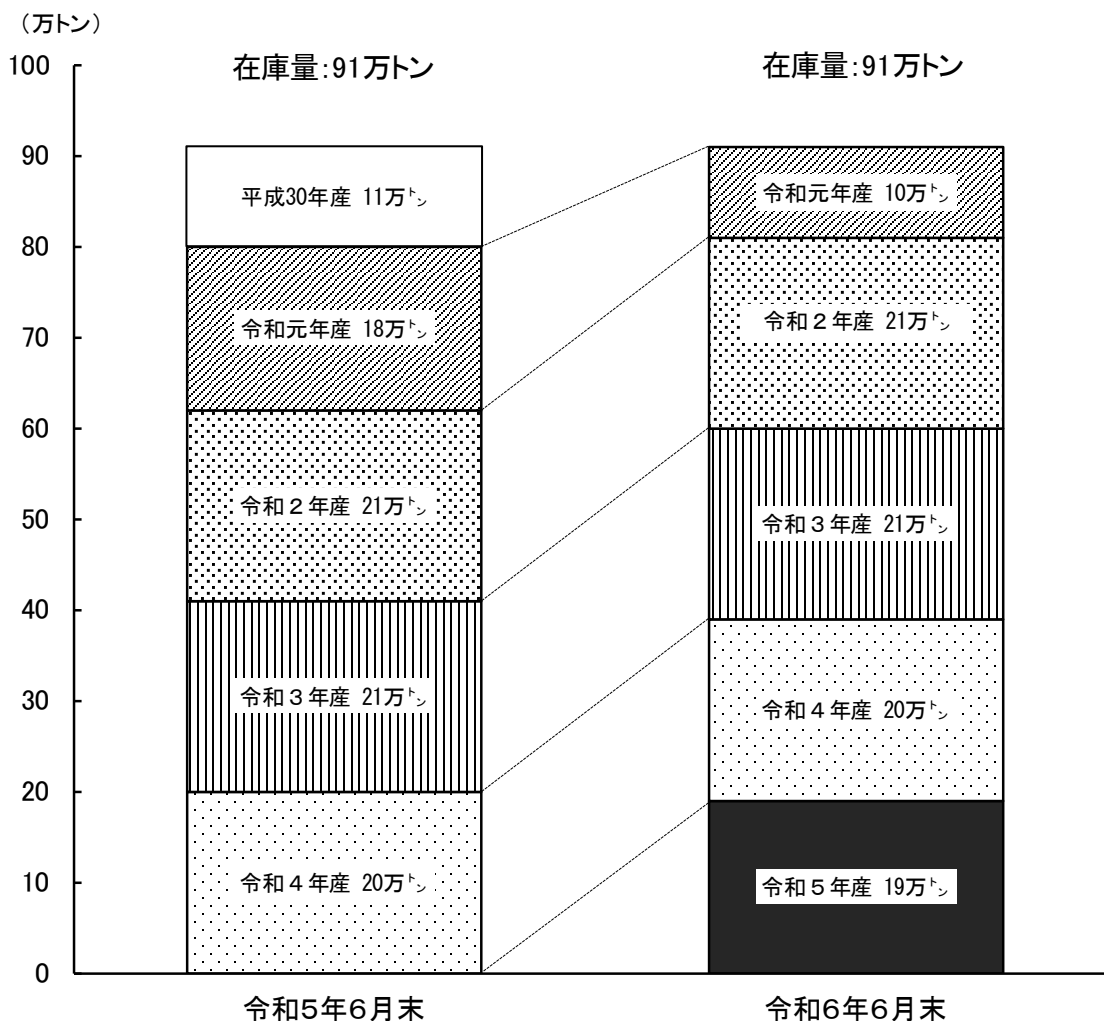
4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

4 政府備蓄米の6月末在庫の推移



注：国産うるち玄米の数量である。

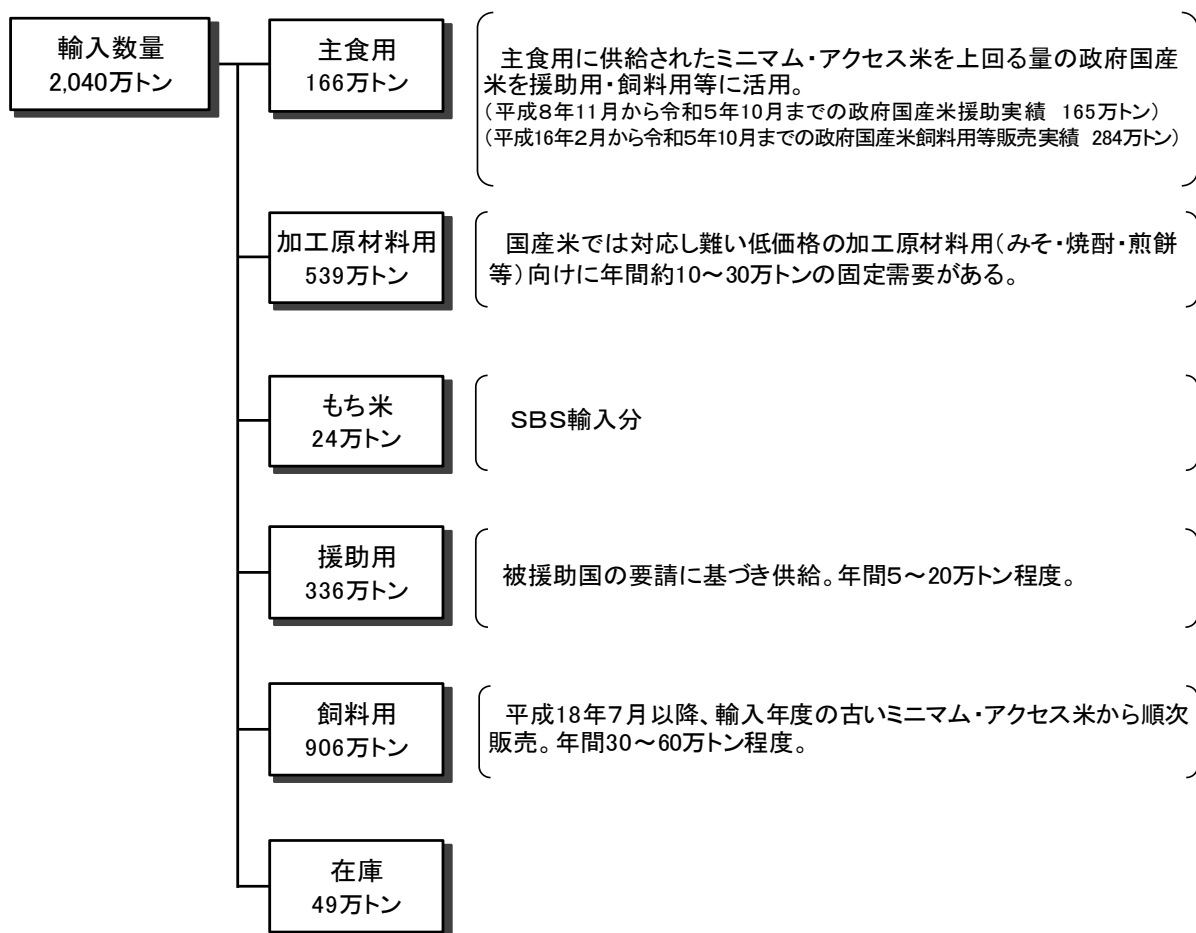
5 政府備蓄米の在庫の状況（令和6年6月末現在）



注1：国産うるち玄米の数量である。

注2：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

6 ミニマム・アクセス米の販売状況（平成7年4月から令和5年10月 末まで）



資料：農林水産省調べ

注1：輸入数量は、令和5年10月末時点での政府買入実績である。

注2：上記販売用途のほか、食用不適品として処理した4万トン、バイオエタノール用へ販売した16万トンがある。

注3：在庫49万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

注4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

○令和4/5年（令和4年7月から令和5年6月まで）

○令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月まで）
（速報値）

(単位:トン)

	4年6月末在庫 ①	4/5年供給量 ②	5年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	2,176,000	6,701,000	1,966,000	6,911,000
北海道	238,910	492,410	197,649	533,671
青 森	85,430	199,761	82,685	202,506
岩 手	112,463	234,467	93,712	253,218
宮 城	141,652	306,422	116,809	331,266
秋 田	147,582	382,107	110,100	419,589
山 形	117,937	312,873	108,951	321,859
福 島	111,408	285,160	103,536	293,032
茨 城	79,289	310,169	78,383	311,075
栃 木	129,577	245,152	100,335	274,393
群 馬	19,885	62,675	22,884	59,676
埼 玉	26,126	136,502	26,131	136,497
千 葉	44,710	246,804	35,697	255,817
東 京	56	484	54	486
神奈川	2,059	14,400	2,061	14,398
新 潟	133,258	543,588	140,428	536,418
富 山	45,520	174,572	49,113	170,979
石 川	34,796	110,303	34,397	110,702
福 井	30,325	111,216	25,296	116,245
山 梨	4,796	24,992	5,096	24,693
長 野	51,046	180,898	49,608	182,335
岐 阜	26,560	97,670	29,285	94,945
静 岡	11,097	75,936	11,211	75,822
愛 知	26,943	127,909	26,221	128,631
三 重	21,519	129,195	17,585	133,128
滋 賀	35,235	145,507	32,071	148,671
京 都	10,771	68,937	10,742	68,966
大 阪	4,401	22,774	4,487	22,689
兵 庫	34,379	172,343	34,039	172,683
奈 良	10,532	43,608	11,697	42,443
和 歌 山	2,274	30,996	2,933	30,337
鳥 取	24,232	61,580	18,230	67,582
島 根	19,815	83,388	19,104	84,099
岡 山	35,768	143,145	34,745	144,167
広 島	30,080	111,783	27,939	113,924
山 口	25,204	87,309	27,546	84,967
徳 島	7,103	46,077	5,947	47,233
香 川	14,012	55,211	11,238	57,985
愛 媛	11,434	68,406	13,966	65,874
高 知	7,432	49,183	7,064	49,551
福 岡	48,120	160,956	44,526	164,550
佐 賀	43,101	114,631	41,133	116,599
長 崎	10,887	48,828	8,652	51,063
熊 本	41,469	150,881	34,770	157,581
大 分	18,638	92,470	16,798	94,309
宮 崎	15,075	65,220	11,129	69,165
鹿 児 島	22,920	79,147	23,523	78,544
沖 縄	539	1,825	505	1,858

(単位:トン)

	5年6月末在庫 ①	5/6年供給量 ②	6年6月末在庫 ③	全体需要量 ④=①+②-③
全 国	1,966,000	6,610,000	1,557,000	7,019,000
北海道	197,649	478,803	143,170	533,283
青 森	82,685	208,000	60,367	230,318
岩 手	93,712	236,200	78,801	251,112
宮 城	116,809	324,639	91,904	349,544
秋 田	110,100	385,738	83,801	412,037
山 形	108,951	308,478	86,345	331,084
福 島	103,536	298,348	95,399	306,486
茨 城	78,383	306,109	58,802	325,690
栃 木	100,335	262,047	84,760	277,622
群 馬	22,884	62,302	17,020	68,166
埼 玉	26,131	132,391	17,683	140,840
千 葉	35,697	254,846	29,569	260,974
東 京	54	465	56	462
神奈川	2,061	14,200	2,059	14,200
新 潟	140,428	511,781	122,533	529,675
富 山	49,113	164,284	37,716	175,680
石 川	34,397	107,779	29,095	113,081
福 井	25,296	106,939	19,606	112,629
山 梨	5,096	25,212	4,913	25,395
長 野	49,608	180,257	45,679	184,186
岐 阜	29,285	95,610	20,139	104,756
静 岡	11,211	77,787	9,779	77,919
愛 知	26,221	118,572	20,927	123,865
三 重	17,585	124,626	13,901	128,310
滋 賀	32,071	137,028	21,281	147,818
京 都	10,742	66,252	8,452	68,542
大 阪	4,487	22,275	3,995	22,768
兵 庫	34,039	165,611	30,967	168,684
奈 良	11,697	42,473	8,826	45,344
和 歌 山	2,933	29,196	2,078	30,051
鳥 取	18,230	56,507	15,636	59,101
島 根	19,104	81,403	12,827	87,680
岡 山	34,745	138,797	28,268	145,275
広 島	27,939	110,222	20,344	117,817
山 口	27,546	81,872	18,207	91,211
徳 島	5,947	44,419	4,040	46,325
香 川	11,238	50,178	7,636	53,779
愛 媛	13,966	64,394	10,573	67,786
高 知	7,064	46,295	6,350	47,010
福 岡	44,526	154,504	34,578	164,453
佐 賀	41,133	113,145	34,619	119,660
長 崎	8,652	48,717	7,608	49,761
熊 本	34,770	149,591	31,523	152,838
大 分	16,798	89,013	12,698	93,113
宮 崎	11,129	60,691	7,523	64,298
鹿 児 島	23,523	76,650	14,641	85,533
沖 縄	505	1,732	461	1,776

- 注1：令和元/2年の都道府県別の需要量に、台風等被害分4.5千トン含まれていない。
 2：全国欄は、産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、都道府県の合計と一致しない。
 3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。